

# 庄原市人権教育・啓発推進プラン

(人権尊重のまちづくり計画)

平成 19 ( 2007 ) 年 3 月

庄 原 市

庄原市教育委員会



## はじめに

人権の世紀といわれる 21 世紀ではありますが、今なお世界各地では、人権侵害や紛争などが絶え間なく発生しています。

国内においても、依然としてさまざまな人権侵害や人権問題が存在しており、近年の国際化・情報化・ボーダーレス化の進展に伴い、社会が複雑多様化しているなかで、新たな人権問題が生じてくることも予想されます。

本市は、平成 17（2005）年 3 月 31 日、近隣 1 市 6 町の合併により、新生「庄原市」として誕生し、その将来像である「げんきとやすらぎのさとやま文化都市」の実現をめざし、さまざまな人権を認め合い、共存していくために、市民一人ひとりが互いの人権を尊重するまちづくりを進めています。

また、昨年 11 月には、今後の市政運営の指針となる「庄原市長期総合計画」を策定し、その基本構想におきまして、「協働の力で笑顔が輝くまち」づくりに向けた基本施策として、「人権尊重のまちづくり」を掲げ、総合的かつ計画的な人権関係施策の推進に努めることとしています。

この計画は、本市における人権教育・啓発に関する施策や取り組みの方向を示し一層の充実を図るとともに、行政と市民のみなさまとの協働による人権尊重のまちづくりをめざして策定したものです。

市民のみなさまには、お互いの人権を尊重しあい、共に支えあう豊かな市民社会の実現に向け、引き続き一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、計画の策定にあたりまして、多大なご協力をいただきました検討委員のみなさまをはじめ関係各位に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 19（2007）年 3 月

庄原市長 滝 口 季 彦

# 庄原市人権教育・啓発推進プラン

## 目 次

### 第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1．基本理念	1
2．人権を取り巻く情勢	2
国際的な動向	2
国内（国・県）の動向	2
3．計画策定の背景と趣旨	4

### 第 2 章 人権教育・啓発の推進方策

1．普遍的な視点からの取り組み	5
人権に関する基本的な知識の周知	5
生命の尊重	5
個性の尊重	5
2．各人権課題に対する取り組み	7
女性	7
子ども	7
高齢者	8
障害者	9
同和問題	10
アイヌの人々	11
外国人	11
H I V感染者及びハンセン病患者・回復者等	12
刑を終えて出所した人	13
犯罪被害者等	13
インターネットによる人権侵害	13
その他の人権問題	14

3 . 多様な機会を通じた取り組み	-----	15
家庭・地域	-----	15
学校等	-----	15
企業・職場	-----	16
4 . 人権教育・啓発に関する具体的施策・取り組み	-----	17

### 第 3 章 計画の推進

1 . 企業・市民等との協働	-----	22
2 . 国・県等行政機関との連携	-----	22
3 . 職員研修の充実	-----	22
4 . 推進体制の充実	-----	23

用語解説	-----	25
------	-------	----

#### 参考資料

世界人権宣言	-----	29
日本国憲法（抄）	-----	34
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	-----	38
庄原市人権推進審議会設置条例	-----	40
庄原市人権教育・啓発推進本部設置要綱	-----	41

# 第 1 章 計画策定の基本的な考え方

## 1 . 基本理念

人権とは、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、かけがえのない存在としての生存と身体的及び精神的な自由を確保し、だれもが幸福な生活を営むために欠かすことのできない永久の権利です。

人権尊重とは、人権が人としての固有の権利であるという考えのもとに、一人ひとりが自分の人権だけでなく、他の人の人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に人権を尊重しあい、その共存を図っていくことです。

全ての人々が平和で心豊かな社会生活を送るためには、一人ひとりが社会の一員であることを認識し、常に相手の立場にたった行動ができる豊かな人間性と人権意識を育むことが重要です。

本市では、あらゆる差別と人権侵害のない市民社会の実現をめざした「人権尊重のまちづくり」の推進にあたっては、日本国憲法第 13 条・第 14 条の基本認識にたち、市民一人ひとりの人権確立への取り組みを充実するとともに、人権に伴う責任を自覚し、お互いの人権を尊重し合い、その共存を図っていくことを基本理念とします。

**日本国憲法第 13 条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**日本国憲法第 14 条** すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

## 2. 人権を取り巻く情勢

### 国際的な動向

国際的には、昭和 23 ( 1948 ) 年、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が国際連合で採択され、歴史上初めて国際的な人権保障の理念と基準が示されました。

その後、国連では「国際人権規約( 1 )」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」など、人権に関する多くの条約などの採択及び発効、そして、「国際人権年( 1968 年 )」、「国際婦人年( 1975 年 )」、「国際児童年( 1979 年 )」、「国際障害者年( 1981 年 )」、「国際識字年( 1990 年 )」や「国際高齢者年( 1999 年 )」などの国際年の設定、加えて平成 6 ( 1994 ) 年には、人類普遍の原理である人権尊重をめざした「人権教育のための国連 10 年( 2 )」の決議・採択及びこれを具体化するための「国連人権教育の 10 年行動計画」の採択など、人権尊重への取り組みが推進されてきました。

また、「人権教育のための国連 10 年」の終了を受け、平成 16 ( 2004 ) 年 12 月、第 59 回国連総会において、「人権教育のための世界計画( 3 ) 決議」が採択され、人権教育・啓発は、人権文化を世界中に築く取り組みとして、世界的な重要課題として位置付けられています。

### 国内(国・県)の動向

国においては、基本的人権の尊重をうたった日本国憲法の施行以来、人権に関する諸条約の批准をはじめ、わが国固有の人権課題である同和問題の解決をめざした「同和対策審議会答申」に基づく同和行政が推進されてきました。

また、「人権教育のための国連 10 年」を受けて、平成 9 ( 1997 ) 年に「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」が策定され、さらに「人権擁護施策推進法( 4 )」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」の制定、「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、人権教育・啓発の積極的推進を図る諸施策が打ち出されています。

広島県においても、「広島県人権教育・啓発指針」が策定され、これに基づく実施計画として策定された「広島県人権啓発推進プラン」・「広島県人権教育推進プラン」により、人権教育・啓発への取り組みが推進されています。



### 3 . 計画策定の背景と趣旨

本市においても、国の同和対策審議会答申以降、同和行政を重点施策に位置付けながら諸施策の総合的な推進に努めるとともに、基本的人権を保障し法の下での平等を定めた日本国憲法を基本理念とし、人権尊重のまちづくりに向け、人権に関する諸施策を推進してきました。

しかしながら、歴史的、社会的な背景のもとで、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対するさまざまな差別や人権に関わる問題が依然として存在しています。

こうした状況のなか、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして自己実現ができる社会を構築していくため、引き続き、あらゆる差別や偏見をなくする人権行政をそれぞれの市政において継承・発展させなければなりません。

また、合併を契機に全ての地域に自治振興区が組織され、市と市民の協働によるまちづくりが進められていますが、「あらゆる差別のない、人権が尊重されるまち」を実現するためにも、個人や民間団体が主体となった人権意識の醸成と自主的な実践活動も求められています。

このような視点にたち、庄原市の全ての人の人権が尊重され、人権侵害のない市民社会の実現をめざし、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本計画として、また、同時に市民一人ひとりが人権尊重の精神を養い、人権擁護に関するさまざまな地域活動や社会活動を推進していくための指針として、「庄原市人権教育・啓発推進プラン(人権尊重のまちづくり計画)」を策定するものです。

## 第 2 章 人権教育・啓発の推進方策

### 1. 普遍的な視点からの取り組み

人権教育・啓発の推進にあたっては、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点を重視するとともに、市民の理解と共感を得るという視点から人権をめぐる社会情勢を踏まえた取り組みが重要です。

#### 人権に関する基本的な知識の習得

平成 15(2003)年に内閣府が実施した世論調査によると、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度は、80.0%であり、平成 9(1997)年に実施された前回調査と比較して大きな変化はなく、人権に関する基本的な知識や情報について、引き続き広く周知を図る必要があります。

このため、憲法をはじめとする人権にかかわる国内法令や国際条約、あるいは人権に関する基本的な知識の習得を目的とした教育・啓発を推進します。

#### 生命の尊重

子どもや高齢者への虐待、ストーカー行為(5)、近隣でのトラブルなどに起因して簡単に人が殺傷される事件やいじめを苦しめた児童・生徒の自殺などが続発していることが社会問題として取り上げられていますが、その要因の一つとして、人の生命を尊重する意識や自らの命を大切にする意識が薄れてきていることが指摘されています。

このため、生命の尊さ・大切さや他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような教育・啓発を推進します。

#### 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮や多くの人と同じ行動をすることで安心感を得るいわゆる横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

このため、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける教育・啓発を推進します。

## 2. 各人権課題に対する取り組み

人権教育・啓発の推進にあたっては、普遍的な視点からの取り組みのほか、各人権課題に関する知識や理解を深め、さらにはそれぞれの課題の解決に向けた取り組みが必要です。

### 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「男女共同参画社会基本法( 6)」や「男女雇用機会均等法( 7)」が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できるような環境整備が進められています。

広島県においても、「広島県男女共同参画推進条例」、「広島県男女共同参画基本計画」により男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取り組みが推進されています。

しかし、女性を取り巻く現状は、夫・パートナーからの暴力、ストーカー行為( 5)やセクシュアル・ハラスメント( 8)など、女性の人権を侵害し、社会に深刻な影響を及ぼす事件も多く発生しています。

平成 18( 2006 )年に実施した庄原市男女共同参画に関するアンケート調査では、「身体的な暴力を受けたことがある」と回答された女性が 5.8%、「精神的な暴力を受けたことがある」と回答された女性は 13.0%となっています。

また、家庭や地域、職場等において男女の性別による役割分担意識が根強く残っていることなど、多様な分野において多くの課題があります。

こうした状況を踏まえ、本市においても「庄原市男女共同参画プラン」を策定し、さまざまな施策において男女共同参画の視点にたった取り組みを一層推進するとともに、家庭・学校・職場・地域など、あらゆる場において、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮することができるよう、教育・啓発を推進します。

### 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章( 9)」、「教育基本法」などにおいて、その基本原理ないし基本理念が示されています。

国際的にも日本をはじめ多くの国が批准している「児童の権利に関する条約（ 10）」などに権利保障の基準が明らかにされ、児童の最善の利益の考慮など各種の権利が宣言されています。

しかし、現在の子どもを取り巻く環境は、少年非行や児童虐待の増加、子どもに対する犯罪の多発、いじめや不登校の問題など憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、国及び県は、「新エンゼルプラン」、「子ども夢プラン」を策定し、子どもの健全な育成に取り組むとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待への対応の強化に取り組んでいますが、少年非行の低年齢化や児童虐待については、相談件数も増加するなど児童を取り巻く環境は依然として厳しい状況です。

また、国においては、従来の取り組みに加え、新たな取り組みを推進することが必要であるということから、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法（ 11）」の制定、平成 16（2004）年に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正が行われました。

本市においては、「明日の庄原市を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、個性と能力を伸ばしながら、未来に向けて力強く歩む力を身につけることができるよう、地域が一体となって子どもの輝きを支援する環境づくり」等を基本理念として、平成 17（2005）年 3 月、「スマイルこどもプラン～庄原市次世代育成支援行動計画～」を策定し、諸施策を推進しています。

核家族化の進行や子育てを取り巻く環境の変化等により、孤立感や育児への不安など、子育てについて悩みをもつ保護者は多くなっています。

子育てを単に家庭の問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として考えていくとともに、市民一人ひとりが子どもの人権について考え、行動していくための教育・啓発を推進します。

## 高齢者

わが国の人口の高齢化は急速に進んでおり、65 歳以上の人口が総人口の 20%を超えており、さらに人口規模の大きい団塊（ 12）の世代が高齢期を迎える平成 26（2014）年には、国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると予測されています。

こうした状況のもと、国においては、平成 7（1995）年に制定された「高齢者対策基本法」に基づく「高齢社会対策大綱」を基本として、各種

の施策が講じられており、県においても、「ひろしま高齢者プラン」を策定し、さまざまな取り組みを推進しています。

また、平成18(2006)年4月には、介護保険制度の改革が行われ、認知症高齢者の増加、高齢者虐待への対応などの視点を含む新たなサービス体系が導入されています。

本市においても、平成18(2006)年3月に「活力ある高齢者づくり」・「自立を支える地域づくり」・「安心できるサービス体制づくり」を主な柱として、「庄原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18年度～20年度)」を策定し、諸施策を推進しています。

本市の65歳以上の人口は、平成18(2006)年12月末現在で、15,601人と市の総人口の36.2%に達し、一人暮らしの高齢者も2,973人となっており、生活支援や介護を必要とする人も増えてきています。

すべての市民が年齢を重ね、また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活をしていくことができるように、高齢者の生活上のさまざまな不安に対する相談体制の充実と支援施策を推進していくこととしています。

高齢者虐待や財産権の侵害などの人権侵害を防ぎ、地域社会の理解と協力のもとに社会参加の困難性を克服し、高齢者が安心して、健康で生きがいをもって生活していくことができるよう、教育・啓発を推進します。

## 障害者

昭和56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、国際的に障害者の「完全参加と平等」の実現をめざしたさまざまな取り組みが進められ、国内的にも、平成5(1993)年に策定された「障害者対策に関する新長期計画」に続く、「障害者基本計画」、「重点施策実施5ヵ年計画」が平成14(2002)年に策定され、リハビリテーション(13)とノーマライゼーション(14)の理念のもとに障害者施策の一層の推進が図られています。

また、国においては、平成17(2005)年に「精神障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、「精神障害者に対する雇用対策の強化」、「在宅就業障害者に対する支援」等が進められることとされ、あわせて、障害者の地域生活と就労をすすめる、自立を支援する観点から平成18(2006)年4月、「障害者自立支援法」が施行され、これまでさまざまな障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを一元化する等の制度改革が行われています。

しかし、障害者が日常生活、社会生活を営むうえでは、未だに働く場所の確保や情報の収集や利活用などに際してさまざまな障壁があります。

本市の平成 18(2006)年度における身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、延べ 3,862 人であり、いずれも前年度と比較して増加しています。

また、平成 18(2006)年 7 月に本市が実施した障害者を対象としたアンケート調査では、「日常生活において差別や偏見、疎外感を感じたことがある」と回答された人が 35%あり、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じるさまざまな課題を解決するための取り組みが一層求められます。

このような状況を踏まえ、本市においても、「庄原市障害者プラン」を策定し、「住みなれた地域で・共に支えあい・自分らしく・安心して・暮らせるまち」という将来像を実現するため、今後の障害者施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

障害者の人権が尊重され、主体性・自主性をもって日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害や障害者への正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

## 同和問題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であるとともに、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な課題であり、同和問題に関する偏見や差別意識を解消し早期解決を目指した取り組みを推進していく必要があります。

平成 8(1996)年の地域改善対策協議会意見具申では、「これまでの同和教育や啓発活動で積み上げられてきた成果と手法を評価し、同和問題を人権問題の重要な柱として、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきである。」としています。

また、平成 12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定により、国・地方公共団体及び国民の責務が明示され、同法に基づく国の基本計画では、同和問題を重要な人権問題として取り上げられています。

これらのことを踏まえ、本市としても、市民一人ひとりが同和問題について、正しい理解と認識を深めるため、人権教育・啓発を各地域の自治振興区・公民館の活動や各種団体の活動を通して引き続き推進します。

## アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史のなかでは、当時の和人( 15)との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語などをはじめとする独自の文化や伝統を有しています。

アイヌの人々の経済状況や生活環境等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策( 16)の実施などにより着実に向上してきてはいるものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。

このような状況のもとで、国においては、平成9(1997)年5月「アイヌ文化の振興並びにアイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、同法に基づく啓発等が推進されています。

本市においても、アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消していくため、アイヌの人々の歴史や文化・伝統等について正しい理解と認識を深めるための教育・啓発を推進します。

## 外国人

本格的な国際化社会を迎え、諸外国との交流はますます拡大傾向にあり、本市においても、海外からの旅行者や居住する外国人が年々増加しています。

本市の平成18(2006)年12月末現在の外国人登録者数は、322人で、前年12月末からの増加率は6.6%であり、その国籍も16カ国に及び、ますます多様化しています。

こうした状況のもとでは、国籍や民族を問わず、すべての人の人権を尊重し、多様な文化・生活習慣・価値観などをお互いに認め合うことが求められますが、在日韓国・朝鮮人への嫌がらせや差別発言の問題をはじめ、外国人に対する就労差別や結婚、子どもの教育などのさまざまな人権問題が存在しています。

これらのことを踏まえ、本市においても、市民一人ひとりが異なる文化や生活習慣等について理解を深め、市内に居住する外国人が地域の一員としていきいきと暮らしていくことができるよう、教育・啓発を推進します。

## H I V感染者及びハンセン病患者・回復者等

医学的にみて誤った知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や



差別意識が生まれ、患者等や家族に対するさまざまな人権問題が生じており、国においては、平成 11（1999）年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を制定し、感染症の患者等の人権を保護するよう規定しています。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要であるということはもちろん、それとともに感染症の感染者、患者や回復者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など人権に関する配慮を欠かすことはできません。

#### ア、HIV 感染者等

わが国のヒト免疫不全ウイルス（HIV）（17）の感染者及びエイズ（18）患者の累積報告数は、平成 16（2004）年に 1 万人を超え、現在も増加傾向にあり、HIV 感染者及びエイズ患者に対しては医療の拒否、解雇などの問題が発生しています。

しかし、報告数の約 80%が性的接触によるものであり、感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活をおくる限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させることが可能になってきています。

このような状況を踏まえ、HIV 感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く市民に正しい情報を提供するなど、教育・啓発を推進します。

#### イ、ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病（19）は、治療方法が確立し治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために差別と偏見があり、この結果、患者等の人権を侵害し社会復帰を困難なものにしています。

平成 8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、強制隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、長期間にわたる隔離などにより、家族や親族との関係を絶たれ、加えて入所者自身の高齢化等により、完治した後も療養所に残らざるを得ないという状況があります。

その後、国の損害賠償責任を認める判決（20）が下されたことにより、ハンセン病問題の重大性が改めて明らかにされ、患者等の権利回復の措

置が図られつつあります。

このような状況を踏まえ、ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識の解消に向け、広く市民に正しい情報を提供するなど教育・啓発を推進します。

### **刑を終えて出所した人**

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、社会復帰をめざす人にとって現実には厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な日常生活を営むことができるようにするためには、本人の更生意欲はもちろんのこと、家族、職場、地域社会の周囲の人々の理解と協力が必要です。

本市においても、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための教育・啓発を推進します。

### **犯罪被害者等**

犯罪被害者等をめぐる問題としては、犯罪行為による直接的な被害のみならず、マスメディア( 21)による行き過ぎた報道等によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による平穏な私生活への侵害などがあげられます。

平成 16( 2004)年には、犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び行政が実施する施策への協力責務などを規定した「犯罪被害者基本法」が制定されました。

本市においても、市民一人ひとりが犯罪被害者等のおかれた状況を正しく理解し、人権尊重の視点にたって接することができるよう、教育・啓発を推進します。

### **インターネットによる人権侵害**

日本でも多くの人々が利用し巨大な情報通信手段となっているインターネットは、電子メール等の特定の利用者間の通信のほかに、ホームページ等の不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板( 22)を利用したネットニュース( 23)等の不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信などが行われています。

これらの情報の流通においては、たとえば、他人を誹謗中傷する表現や

差別を助長する等の個人や集団にとって有害な情報の掲載など、人権にかかわる問題が数多く発生しています。

本市においても、インターネットの利用をはじめ情報化が急激に進展するなかで、他人の人権を侵害しないよう配慮し、個人の名誉・プライバシーの保護に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進します。

### **その他の人権問題**

社会情勢の変化などにより新たに生じる人権問題など、その他の課題についても、それぞれの状況や問題の性質に応じて、その解決に向けた取り組みを検討することとします。

### 3. 多様な機会を通じた取り組み

人権教育・啓発の推進にあたっては、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根付き、人々がさまざまな人権問題に対する知識を身につけ、人権の大切さについて共通の認識を育てるという観点から、家庭・地域・学校・職場など、さまざまな場や機会を通じて、あらゆる人権課題に対する正しい知識や認識を深め、人権問題を直感的に捉える感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くよう、取り組みを推進します。

また、各人権課題はそれぞれ単独で存在しているわけではなく、人々が差別や人権侵害により自己実現・社会参画が困難な状況におかれる背景には、さまざまな人権課題が重なり合っているため、各人権課題を踏まえ、総合的な取り組みが必要です。

さらに、社会の複雑化、価値観の多様化などに伴い、新たな視点にたった人権教育・啓発の必要性も生じてきています。

#### 家庭・地域

地域住民が相互の人権を尊重し、市民一人ひとりの積極的な取り組みが家庭・地域において促進され、日常生活のなかに定着していくよう、多様な学習機会の充実を図る必要があります。

推進にあたっては、身近なテーマの選定や学習方法を工夫することにより、引き続き学習会や講演会などの充実と幅広い年齢層を対象とした参加促進に努めるとともに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、PTAや自治振興区等との連携を強化し、地域における人権啓発リーダーの育成と自主的研修を支援する取り組みを推進します。

加えて、各世代でお互いの人権問題への理解が深まるよう、世代間交流や体験活動を推進します。

また、家庭教育や地域啓発に関する情報提供や家庭内暴力、子育て・高齢者問題などに対する相談体制の整備・充実に努めます。

#### 学校等

児童生徒の発達段階に即しながら学習指導要領に示されている各教科等の特質に応じ、人権尊重の理念について理解を促し、お互いの個性を認め

合い、それが日常生活に活かされるよう努めるとともに、児童生徒がそれぞれ一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にする取り組みを推進する必要があります。

推進にあたっては、学校等の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について正しい理解と認識を深めていき、保育所・幼稚園や学校生活のなかで人権の大切さを実感できるような発達段階に応じた人権教育を推進するとともに、保護者や地域住民も、共に子どもたちを育てるという視点で取り組みます。

また、教育や保育に携わる人が豊かな人権感覚を身に付け、子どもたちに接することが大切であり、そのため、教職員・保育士等の人権感覚や資質向上を目的とした研修・研究機会の拡充に努めます。

### **企業・職場**

企業等の人権問題の解決に果たす社会的責任と役割は大きく、差別のない明るく働きやすい職場環境の実現のため、市内の企業、事業所において、自主的・継続的な啓発活動の推進を図る必要があります。

推進にあたっては、経営者及び従業員の人権に対する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、企業や事業所における人権啓発リーダーの育成及び企業単位、職場単位の自主的研修の充実と学習支援に取り組みます。

#### 4. 人権教育・啓発に関する具体的施策・取り組み

人権尊重意識のさらなる高揚と定着を図るため、人権尊重のまちづくりをめざす本計画に基づき、次のとおり、施策及び取り組みを推進します。

人権教育及び人権啓発に関する事業については、親しみやすく分かりやすいテーマの設定や内容に創意工夫を凝らし、関係機関との積極的な連携・協力体制の強化を図りながら、効果的かつ計画的な事業の推進に努めます。

また、人権相談等への的確な対応は、人権尊重意識の高揚を図る意味では最も効果的な個人啓発となるという視点から、市政のあらゆる窓口において、誰もが気軽に相談できる相談体制の整備・充実に努めます。

#### 【今後の具体的施策・取り組み】

##### 人権一般（共通）

施策・取り組み	事業の概要	主管課
人権啓発活動の推進	人権啓発セミナー、人権作品の募集、人権リボン着用運動、人権講演会、人権啓発映画上映会、人権の花運動等の実施	総務課 (テーマ等により関係課と連携)
人権教育活動の推進	人権教育講座、人権教育推進委員の設置、公民館職員等指導者養成講座、人権教育講演会、夏期講座等の実施	生涯学習課 (テーマ等により関係課と連携)
広報活動の推進	広報誌、ホームページ等あらゆる広報媒体の活用	情報推進課
	人権課題に関するチラシ・パンフレット・リーフレット等の配布	各関係課
人権擁護委員活動への支援	人権擁護委員活動への支援・協力、庄原人権擁護委員協議会や法務局との連携強化	総務課
人権相談体制の整備	課題に応じて各部署が相談窓口機能を担う体制の整備・充実	全課

特設人権相談の充実	人権擁護委員協議会との連携による「特設人権相談」の充実・活用促進	総務課
学校等における人権教育の推進	地域の教育力の活用、体験的な活動、学習形態や教育方法上の工夫、生き方学習や進路学習の充実、情報教育の充実	教育指導課
道徳教育の推進	庄原市道徳教育推進委員会の組織化、道徳授業の改善・充実	教育指導課
教育相談体制の充実	学校教育専門員やスクールカウンセラーの配置、子どもと親の相談員の配置、教育交流教室「つばさ」への指導員配置	教育指導課
企業等における人権啓発の推進	庄原市企業人権啓発推進連絡協議会等の活動支援・加入促進、企業啓発に関する情報提供	商工観光課
雇用の拡大と就業機会の確保	雇用拡大と就業機会の確保に向けた広報・啓発の推進、ハローワーク等関係機関との連携強化	商工観光課
地域住民グループ支援事業	小地域で地域住民が気軽に集える場づくりの支援	社会福祉課
地域福祉推進事業	ボランティアの育成、ボランティア活動支援、社会福祉協議会の活動支援	社会福祉課
個人情報保護	庄原市情報セキュリティポリシーの遵守	情報推進課
	人権侵害防止のための戸籍・住民票の交付・閲覧の制限	市民生活課
自主的研修・学習活動の推進・支援	研修・学習・集会のための公的施設の利用促進	各関係課
	人権研修教材・資料等の整備・提供	生涯学習課
市職員及び行政職員の人権啓発研修の充実	職員の人権感覚や資質向上のための研修機会の拡大及び充実 リーダーシップが発揮できる啓発推進者や相談担当者としての力量を高めるための研修の実施	総務課 教育総務課

庁内推進体制の確立	庄原市人権推進審議会の充実、庄原市人権教育・啓発推進本部の組織化	総務課
-----------	----------------------------------	-----

## 女性

施策・取り組み	事業の概要	主管課
男女共同参画推進事業	講演会や入門講座等の啓発活動の実施	女性児童課
男女共同参画推進団体への支援	男女共同参画推進事業を実施する団体・グループの活動支援	女性児童課

## 子ども

施策・取り組み	事業の概要	主管課
子育て情報の提供・交流	家庭教育講座の開催、ひだまり広場の実施、子育て情報の交流	女性児童課
地域子育て支援組織づくりの推進	地域子育て支援組織活動の支援、地域子育て懇談会の開催、親子ふれあい活動の実施	女性児童課
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの充実	女性児童課
子ども安心ネットワーク事業	庄原市子ども安心ネットワーク協議会の設置、相談窓口の明確化と周知及び関係機関との連携強化	女性児童課
子育て相談事業	子育て相談・家庭児童相談の実施、市民参画子育て相談ネットワークづくり	女性児童課
児童生徒の生命・身体の安全確保	庄原市子ども安心ネットワーク協議会等関係機関との連携強化	教育指導課

## 高齢者

施策・取り組み	事業の概要	主管課
シルバー人材センター運営支援事業	シルバー人材センターの運営及び活動の支援	社会福祉課
市民後見人養成講座等の開催	講座・研修会等を開催し、制度の周知及び制度を利用しやすい環境の整備	社会福祉課



地域支援事業	地域包括支援センター及び老人介護支援センターの設置、高齢者虐待や日常生活相談等の相談支援体制の整備	社会福祉課
一人暮らし高齢者等巡回相談員事業	地域の中で最も身近な相談窓口となる一人暮らし高齢者等巡回相談員の設置及び研修活動等への支援	社会福祉課
老人クラブ活動支援事業	高齢者の学習、社会参加活動を推進する各地区老人クラブ及び連合会の活動支援	社会福祉課

## 障害者

施策・取り組み	事業の概要	主管課
特別支援教育の推進	障害のある子どもに対する理解を深める学習の推進、特別支援教育拠点校の設置、就学奨励費の支給、介助員の配置	教育指導課
福祉教育の推進	小中学校において障害に関する理解を深める福祉教育の推進	教育指導課
外出支援事業	移動支援事業や自動車改造費助成事業等による社会参加の促進	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣による居宅外での活動支援	社会福祉課
スポーツ教室等開催事業	障害者が気軽に楽しめるスポーツ教室や文化教室の開催	社会福祉課
障害者団体活動支援	全市域的に活動している障害者団体の活動支援	社会福祉課
就労支援事業	一般企業への雇用に向けた支援、福祉的就労機会の提供	社会福祉課
小規模作業所等運営事業	軽作業等の場を提供する作業所等の運営補助	社会福祉課
障害者相談支援員の設置	専門性を有した相談支援員の設置	社会福祉課
障害児保育の充実	加配保育士の配置、障害児と保護者のサークル活動の相談支援	女性児童課

## 同和問題

施策・取り組み	事業の概要	主管課
各種教室や学習会の開催	地域福祉の向上や人権教育・啓発のための各種教室や学習会の開催	生涯学習課
差別問題への対応	同和問題に関わる人権侵害行為などの解決に向けた取り組み	総務課 生涯学習課 各関係課

## 外国人

施策・取り組み	事業の概要	主管課
国際交流事業	しょうばら国際交流協会主催事業（交流事業・日本語スピーチコンテスト・中学生の海外派遣事業・日本語教室・相談事業）の推進	市民生活課
国際友好都市交流事業	友好協定を締結している綿陽市との交流事業の実施	企画課
国際理解教育の推進	小学校での英語活動を含む外国語教育の充実、国際交流活動の推進、帰国・外国人児童生徒とともに進める教育の充実	教育指導課

## H I V感染者及びハンセン病患者・回復者等

施策・取り組み	事業の概要	主管課
感染症普及啓発事業	正確な知識の普及による感染症患者等への偏見差別の排除、市民の感染への不安を解消するための迅速かつ適切な情報提供	保健医療課

## 刑を終えて出所した人等

施策・取り組み	事業の概要	主管課
市民生活事業	「社会を明るくする運動」庄原市実施委員会活動の推進、庄原地区保護司会への活動支援	市民生活課

## 第3章 計画の推進

### 1. 市民・企業等との協働

人権と差別にかかわる問題の解決は、行政の課題であると同時に、市民一人ひとりの課題として、「市と市民の協働による人権尊重のまちづくり」をめざすことが重要です。

人権の確立や差別の解消に向けた取り組みは、行政だけでは実施できるものではなく、市民や民間団体、企業など、より多くの参加・参画と相互の協力によって推進されなければなりません。

人権教育・啓発に関する施策の主体は市民一人ひとりであり、自治振興区や自治会などの地域活動を行う団体・NPO(24)やボランティア団体などの市民活動団体・民間企業と行政が、それぞれの責任と役割を分担しながら、連携、協力し合う協働のまちづくりを進めることにより、自主的・主体的な人権教育・啓発活動の充実を図ります。

### 2. 国・県等行政機関との連携

国や県等の関係行政機関との連携・協力を図り、人権に関する情報の収集・提供に努めるとともに、効果的な教育・啓発を行います。

また、県北3市と広島法務局及び人権擁護委員協議会で構成している「三次・庄原地域人権啓発活動ネットワーク協議会」との連携・協力により、広域的な啓発活動の推進を図ります。

### 3. 職員研修の充実

職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけて施策の推進にあたるのが重要であり、それぞれの職場において研修等の取り組みは不可欠です。

また、それぞれの職員がその職務内容に応じて人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう努めるとともに、市民の一人として地域における人権啓

発の推進者としての役割が担えるよう、一層の人権意識の醸成を図るため、職員研修の充実に努めます。

#### 4．推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、それぞれの部署がその担うべき役割を踏まえたうえで、関係機関・団体などとの緊密な連絡調整を図るとともに、人権尊重のまちづくり推進のための諮問機関である「庄原市人権推進審議会」の検討結果も踏まえながら、全庁的な取り組みを推進します。

また、国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じた施策を適切・的確に推進するため、庁内に「庄原市人権教育・啓発推進本部」を組織し、総合的かつ効果的に推進することとし、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 用語解説

### < あ行 >

#### 【エイズ（後天性免疫不全症候群）】( 18 )

エイズウイルス（H I V）に感染した結果、免疫機能が破壊されて免疫不全状態となり、カリニ肺炎やカンジタ症などの重症の日和見感染症を合併したり、カポジ肉腫や神経症状をきたす病気をエイズという。全経過をまとめてH I V感染症と呼び、エイズという名称は、H I V感染症の経過のうち、日和見感染症などを発病した後の状態に限定して用いられる。

#### 【N P O】( 24 )

行政や企業とは別に教育、文化、医療、福祉、国際協力など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織。利益追求や分配を行わず、自主的な公益活動を行う民間組織、団体であり、法人格を持つものと持たないものがある。法人格を持つ組織・団体をN P O法人という。

### < か行 >

#### 【国の損害賠償責任を認める判決】( 20 )

ハンセン病の回復者の方々が、熊本地裁に「らい予防法」に基づく国の隔離政策によって人権を侵害されたとして、国を相手取り損害賠償を求めた裁判。

平成 13( 1994 )年 5 月 11 日、熊本地裁は判決において、「遅くとも 1960 年以降は、隔離の必要性はなかった」と原告の訴えを全面的に認め、隔離政策見直しを怠った旧厚生省、そして、「らい予防法」を放置し、適切な立法措置をとらなかった国会の責任を指摘。国におよそ総額 18 億円を支払うよう命じた。同年同月、国は控訴を断念した。

#### 【国際人権規約】( 1 )

昭和 41( 1966 )年の国連総会で採択された基本的人権を国際的に保護するための条約。

世界人権宣言の内容を基礎として条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものであり、締結国に対して法的拘束力をもつ。

「国際人権 A 規約」とも呼ばれる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「国際人権 B 規約」とも呼ばれる「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」、それに 2 つの「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」から構成される。

日本は、昭和 54( 1979 )年に A 規約（一部保留）と B 規約のみ批准している。

### < さ行 >

#### 【次世代育成支援対策推進法】( 11 )

地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策（少子化対策）を平成 17

(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための行動計画の策定を義務付けた法律。平成26(2014)年までの時限立法。

#### 【児童憲章】(9)

日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定められた憲章。昭和26年(1951)5月5日に制定。法的拘束力はない。

#### 【児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)】(10)

平成元(1989)年に国連総会で採択された条約。18歳未満のすべての者を対象に、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障の権利、教育についての権利等を包括的に規定したもの。日本は、平成6(1994)年に批准している。

#### 【人権教育のための国連10年】(2)

平成6(1994)年12月の国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間で、「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。「人権教育」を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義し、各国に様々な活動を行うことを提唱している。

#### 【人権教育のための世界計画(人権教育のための世界プログラム)】(3)

人権教育のための国連10年のフォローアップを目的として国連総会によって決議された計画。その第1段階(2005年~2007年)の3年間は、初等・中等教育における人権教育普及に重点がおかれている。

#### 【人権擁護施策推進法】(4)

平成8(1996)年に公布され4条の条文からなり、第1条では目的規定として「人権擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資する」ことが規定され、第2条では国の責務、第3条では人権擁護推進審議会の設置、第4条では同審議会の組織に関する規定を定めたもの。(附則により5年で失効することが定められている。)

#### 【ストーカー行為】(5)

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的で付きまとうなど、身体の安全、住居の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

#### 【セクシュアル・ハラスメント】(8)

労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるよ

うな行為を為すこと。性的いやがらせ。性的脅迫。

特に、職場等において、相手の意に反した性的な言動やそれへの対応によって、仕事をす  
る上で一定の不利益を受けたり、就業環境が害されることをいう。

## < た行 >

### 【団塊の世代】( 12)

昭和 22～24 年( 1947～49 ) ごろの第一次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代  
に比較して人数が多いところからいう。

### 【男女共同参画社会基本法】( 6)

男女共同参画社会の形成に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体及び国民の責務を  
明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めてい  
る。平成 11 ( 1999 ) 年に公布、施行された。

### 【男女雇用機会均等法】( 7)

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の  
増進に関する法律」。募集・採用・配置・昇進における均等な取り扱いを事業主の努力義務と  
し、定年・退職・解雇などにおける差別的な取り扱いを禁止することなどを定めている。昭  
和 60 ( 1985 ) 年に勤労婦人福祉法を改正し、翌年から施行された。

### 【電子掲示板】( 22)

参加者すべてが読み書きできる電子的な掲示板サービスのことを指し、インターネット上  
に Web サイトの形態で提供されている。

## < な行 >

### 【ネットニュース】( 23)

テーマごとにニュースグループというインターネット上のグループができていて、ユーザ  
ーは興味のあるニュースグループにアクセスして情報の交換を行う。

### 【ノーマライゼーション】( 14)

障害者や高齢者などを特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるような条件  
を整えるべきであり、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方  
であるとする考え方。

## < は行 >

### 【ハンセン病】( 19)

らい菌の感染によって起こる慢性伝染病。伝染力は弱く、潜伏期は 3 年から 20 年にも及



ぶため、かつては遺伝性と誤解されたこともあった。主に末梢神経と皮膚が冒され、知覚麻痺・神経痛などの症状のほか、特異な顔つきや脱毛、手指の変形もみられる。近年は有効な化学療法剤がある。

#### 【ヒト免疫不全ウイルス (HIV)】( 17)

ヒト免疫不全ウイルス。エイズの原因となるレトロウイルスのひとつ。次々と免疫細胞を侵食して免疫機能を低下させていく。いったん感染すると体内から追い出すことは非常に困難。エイズ-ウイルス。

#### 【北海道ウタリ福祉対策】( 16)

北海道は、昭和 36 年度から国の支援の下に、生活環境の改善、住宅の整備、教育の促進などアイヌの人々の福祉向上のための諸施策を実施したが、十分な成果を上げることができなかったため、昭和 49 年度から引き続き国の支援を得つつ、長期的展望に立った総合的な福祉対策として、北海道ウタリ生活実態調査を踏まえて北海道ウタリ福祉対策を進め、平成 7 年度を初年度とする第四次対策（平成 7 ～ 13 年度）を実施した。

ウタリとは、アイヌ語で「仲間」「親戚」「一族」「同胞」「人々」の意味。

#### <ま行>

#### 【マスメディア】( 21)

新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどの手段を利用して不特定多数の人々に対して情報伝達する組織体とその伝達システム。

#### <ら行>

#### 【リハビリテーション】( 13)

障害者などが、身体的、精神的、社会的な自立能力の向上を促すための総合的なプログラムであるとともに、障害者の人間的復権を理念として自立と参加をめざすという考え方。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味する。

#### <わ行>

#### 【和人】( 15)

昔、中国人などが日本人を呼んだ称。

# 世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日  
第3回国際連合総会 採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、  
人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、民族的若しくは社会的出身、財産、出生その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けるこ

となく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

#### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

#### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

#### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、住居若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対し

て法の保護を受ける権利を有する。

#### 第 13 条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第 14 条

- 1 すべて人は、迫害からの避難を他国に求め、かつ、これを他国で享有する権利を有する。
- 2 この権利は、専ら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第 15 条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第 20 条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由を享有する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現を求める資格を有する。

#### 第 23 条

- 1 すべて人は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の労働に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 労働する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

#### 第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

### 第 3 章 国民の権利及び義務

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地に

より、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義



務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

## 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

法律第 147 号

### (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

( 財政上の措置 )

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

( 施行期日 )

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

( 見直し )

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 庄原市人権推進審議会設置条例

平成 17 年 3 月 31 日

条例第 110 号

(設置)

第 1 条 人権尊重のまちづくりを推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、庄原市人権推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査、審議する。

(1) 人権尊重のまちづくりの推進に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

## 庄原市人権教育・啓発推進本部設置要綱

平成 19 年 3 月 27 日

告示第 40 号

### (設置)

第 1 条 人権尊重のまちづくりに向け、本市における人権教育及び人権啓発に関する行政施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庄原市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庄原市人権教育・啓発推進プランに基づく施策の総合的な推進、調整に関すること。
- (2) 人権問題に関する調査・研究及び関係部局間の相互調整に関すること。
- (3) その他推進本部が必要と認めた事項

### (組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部長等)

第 4 条 本部長は、推進本部を総理し、会議の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (幹事会)

第 6 条 所掌事項に関する具体的事項について、調査、研究及び検討するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織し、総務部総務課長が代表幹事となる。
- 3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、会議の議長となる。
- 4 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 代表幹事は、幹事会で調査、研究及び検討した事項について、推進本部に報告しなければ

ならない。

(ワーキンググループ)

第7条 幹事にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、代表幹事が指名する職員をもって組織する。

3 前2項に掲げるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、代表幹事が定める。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

#### 別表第1(第3条関係)

	職名	備考
1	副市長	本部長
2	教育長	副本部長
3	総務部長	
4	地域振興部長	
5	市民生活部長	
6	環境建設部長	
7	水道部長(水道局長)	
8	議会事務局長	
9	教育委員会教育次長	
10	会計管理者	
11	西城支所長	
12	東城支所長	
13	口和支所長	
14	高野支所長	
15	比和支所長	
16	総領支所長	

別表第 2 ( 第 6 条関係 )

	職名	備考
1	総務部総務課長	代表幹事
2	総務部財政課長	
3	総務部税務課長	
4	総務部情報推進課長	
5	地域振興部企画課長	
6	地域振興部自治振興課長	
7	地域振興部農林振興課長	
8	地域振興部商工観光課長	
9	市民生活部市民生活課長	
10	市民生活部社会福祉課長	
11	市民生活部女性児童課長	
12	市民生活部保健医療課長	
13	環境建設部建設課長	
14	環境建設部環境衛生課長	
15	環境建設部都市整備課長	
16	環境建設部下水道課長	
17	水道部簡易水道課長 ( 水道局水道課長 )	
18	西城支所市民課長	
19	東城支所市民課長	
20	口和支所市民生活課長	
21	高野支所市民生活課長	
22	比和支所市民生活課長	
23	総領支所市民生活課長	
24	会計課長	
25	教育委員会教育総務課長	
26	教育委員会教育指導課長	
27	教育委員会生涯学習課長	
28	教育委員会西城教育課長	
29	教育委員会東城教育課長	
30	教育委員会比和教育課長	
31	農業委員会事務局長	
32	監査委員事務局長	



## 庄原市人権尊重のまちづくり計画検討委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 22 日

告示第 216 号

### (設置)

第 1 条 人権教育及び人権啓発に関する計画(以下「計画」という。)の策定に関し、市民の意見を反映させるとともに、専門的な立場から検討するため、庄原市人権尊重のまちづくり計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関し、必要な調査及び検討を行うこと。
- (2) その他人権尊重のまちづくりの推進に関し、必要な調査及び検討を行うこと。

### (組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 人権推進関係者
- (3) 住民自治団体関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 市民団体関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

### (委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

庄原市人権尊重のまちづくり計画検討委員会委員名簿

	氏 名	所属団体・機関	備 考
1	堀江 陽子	庄原市人権推進審議会	
2	山根 英徳	庄原市企業人権啓発推進連絡協議会	
3	森原 愛子	部落解放同盟広島県連合会庄原市協議会	
4	藤岡 辰彦	庄原地域自治振興区連絡協議会	
5	國上 美明	西城町大屋自治振興区	
6	地子給 玄朗	東城町川東自治振興区	委員長
7	前岡 訓至	口和町永田ふれあい振興会	
8	大坂 秋雄	高野町中門田自治振興区	
9	渡邊 耕三	比和町自治振興区連絡協議会	
10	秋山 義治	総領町亀谷自治振興区	
11	平岡 一幸	庄原市小中学校連合校長会	
12	迫田 高則	庄原市子ども会連合会	
13	大江 武芳	庄原市身体障害者連合会	
14	瀬野 周子	庄原市地域女性団体連絡協議会	
15	山中 哲雄	庄原市老人クラブ連合会	委員長職務代理者

## 庄原市人権尊重のまちづくり計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 8 月 22 日

告示第 215 号

改正 平成 18 年 3 月 27 日告示第 45 号

### (設置)

第 1 条 人権尊重のまちづくりに向け、人権教育及び人権啓発に関する計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、その効果的な推進を図るため、庄原市人権尊重のまちづくり計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 人権問題に係る行政施策の総合調整及び推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は助役、副委員長は教育長をもって充てる。

- 2 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長等)

第 4 条 委員長は、策定委員会を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (幹事会)

第 6 条 所掌事務に関する具体的事項について、調査、研究及び検討するため、策定委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって組織し、市民生活部人権推進課長を代表幹事とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、これを主宰する。
- 4 代表幹事は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 5 代表幹事は、幹事会で調査、研究及び検討した事項について、策定委員会に報告しなければならない。

### (ワーキング会議)

第 7 条 幹事会にワーキング会議を置くことができる。

- 2 ワーキング会議は、代表幹事が指名する職員をもって組織する。
- 3 前 2 項に掲げるもののほか、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、代表幹事が定める。

### (庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、市民生活部人権推進課において処理する。

### (その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日告示第 45 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	職名	備考
1	助役	委員長
2	教育長	副委員長
3	総務部長	
4	地域振興部長	
5	市民生活部長	
6	環境建設部長	
7	水道部長（水道局長）	
8	議会事務局長	
9	教育委員会教育次長	
10	西城支所長	
11	東城支所長	
12	口和支所長	
13	高野支所長	
14	比和支所長	
15	総領支所長	

別表第2（第6条関係）

	職名	備考
1	総務部総務課長	
2	総務部財政課長	
3	総務部税務課長	
4	総務部情報推進課長	
5	地域振興部企画課長	
6	地域振興部自治振興課長	
7	地域振興部農林振興課長	
8	地域振興部商工観光課長	
9	市民生活部市民生活課長	
10	市民生活部人権推進課長	代表幹事
11	市民生活部社会福祉課長	
12	市民生活部児童福祉課長	
13	市民生活部保健医療課長	
14	環境建設部建設課長	
15	環境建設部環境衛生課長	
16	環境建設部都市整備課長	
17	環境建設部下水道課長	
18	水道部簡易水道課長（水道局水道課長）	
19	教育委員会教育総務課長	
20	教育委員会教育指導課長	
21	教育委員会生涯学習課長	
22	西城支所市民課長	
23	教育委員会西城教育課長	
24	東城支所市民課長	
25	教育委員会東城教育課長	
26	口和支所市民課長	
27	高野支所市民課長	
28	比和支所市民生活課長	
29	教育委員会比和教育課長	
30	総領支所市民生活課長	